

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和8年1月30日(金) 午前9時30分から午前10時13分
会議場所	糸魚川市役所 2階201・202会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席13名、欠席6名)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出席委員：1番渡辺朗委員、2番片山敏隆委員、4番恩田正平委員、5番近藤栄樹委員、6番松木秀夫委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番加藤政人委員、10番猪又正巳委員、13番齋藤 登委員、14番稲葉淳一委員、15番斉藤正機委員、19番樋口佐登子委員 ・欠席委員：3番大島博委員、11番福田幸生委員、12番井上二郎委員、16番川合次夫委員、17番松澤正善委員、18番松澤隆一委員 <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請無、出席1名)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出席委員：8番池原栄一委員 <p style="text-align: right;">(以上、出席14名)</p>
出席職員	<p>農業委員会事務局</p> <p>星野局長、井上次長、小島係長(書記)、小竹主任主査、林主査</p>
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	10番 委員
	13番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知
No.187～No.191 5件

報告第2号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願
No.32～No.39 8件

報告第3号 農地の休耕及び増反届
No.61～No.64 4件

日程第3 付議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請
No.27～No.28 2件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請
No.2 1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請
No.12～No.13 2件

議案第4号 農用地利用集積等促進計画案(変更)にかか
る意見
No.9～No.11 3件

議案第5号 農用地利用集積等促進計画案にかか
る意見
No.273～No.351 79件

日程第4 その他

1 次回農業委員会の日程

2月27日(金) 9時30分開会 市役所 201・202会議室

2 次期農業委員、農地最適化推進委員の選任にかか る状況

=====

【連絡事項】

- ① 農業委員会活動推進研修会の案内
- ② 農業委員会等親睦会のお見舞金

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長 (米原委員)	<p>農業委員会を開催させていただきます。 本日の欠席通告委員は、3番大島博委員、11番福田幸生委員、12番井上二郎委員、16番川合次夫委員、17番松澤正善委員、18番松澤隆一委員の6名です。 定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。</p>
議長	<p>日程第1＝議事録署名委員の指名 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 〔異議なし〕と呼ぶものあり 異議なしの発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、10番猪又正巳委員、13番齊藤登委員を指名いたします。</p>
議長	<p>日程第2＝報告事項</p> <p><報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知> 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について5件ございます。 説明を求めます。</p>
林主査	<p>報告いたします。1頁をご覧ください。 187番、下早川地区 田屋地内の1筆1,849㎡については、耕作に不便なための解約です。 188番下早川地区 上覚地内の3筆5,008㎡については、農地の利用調整による解約です。 189番、190番根知地区 東中地内の合計3筆5,558㎡については、農地の利用調整による解約です。 191番、青海地区須沢地内の3筆720㎡については、労力不足のため解約し、休耕するものです。</p>

議長	<p>以上で説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。</p>
片山委員	<p>1項187番の件で、大きな田んぼで耕作に不便とのことだが、実態としてどんな状況なのか？</p>
林主査	<p>現地の田んぼは、深くて、田植えするにも稲刈りするにも難儀することから、解約に至った。</p>
議長	<p>他にご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。</p>
議長	<p><報告第2号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願ひ></p>
議長	<p>報告第2号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願ひについて8件ございます。</p>
小竹主任主査	<p>説明を求めます。 報告いたします。4頁をご覧ください。</p>
小竹主任主査	<p>32番青海地区、橋立地内の97筆14,326.41㎡について、現況は、山林と原野です。</p>
小竹主任主査	<p>33番根知地区、別所地内の1筆277㎡について、現況は宅地です。</p>
小竹主任主査	<p>34番大和川地区、田伏地内の1筆254㎡について、現況は宅地です。</p>
小竹主任主査	<p>35番、36番大野地区、大野地内の2筆307㎡について、現況は宅地と墓地です。</p>
小竹主任主査	<p>37番根知地区、別所地内の1筆65㎡について、現況は宅地です。</p>
小竹主任主査	<p>38番能生谷地区、平地内の1筆107㎡について、現況は宅地です。</p>
小竹主任主査	<p>39番能生谷地区、槇地内の2筆326㎡について、現況は原野です。</p>
議長	<p>以上で説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。</p>

<p>議長 林主査</p>	<p><報告第3号 農地の休耕及び増反届> 報告第3号、農地の休耕及び増反届について説明を求めます。 報告いたします。6頁をご覧ください。 61番、上早川地区中野地内の18筆9759.29㎡については、労力不足のため休耕するものです。 62番、上早川地区中林地内の1筆1,886㎡については、労力不足のため休耕するものです。 63番、上早川地区北山地内の7筆3,691㎡については、労力不足のため休耕するものです。 64番、西海地区平牛地内の2筆300㎡については、労力不足のため休耕するものです。 以上で説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、 報告を終了し、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p>
<p>議長</p>	<p>日程第3＝付議事項</p>
<p>議長 林主査</p>	<p><議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請> 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。 説明いたします。8頁をご覧ください。 27番大野地区、大野地内の2筆2,018㎡について所有権移転贈与です。地図No.1をご覧ください。申請地は市道大野中道線沿いの場所です。譲渡人は高齢で申請地の管理ができないため、申請地を耕作している譲受人に譲り渡したいというものです。 28番能生谷地区、溝尾地内の5筆2488.67㎡について所有権移転贈与です。地図No.2をご覧ください。申請地は3か所あり、市道南部3号線沿いの圃場が2か所と県道西飛山能生線沿いの畑が1か所となります。譲渡人は遠方に居住しており、申請地の管理ができないため、申請地での耕作を希望する譲受人に譲り渡したいというものです。</p>

議長	<p>以上で説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。 [「なし」と呼ぶものあり] ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 [地区担当委員より「異議なし」の声あり] 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 小竹主任主査	<p><議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請> 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明を求めます。 説明いたします。9頁をご覧ください。 2番、大和川地区、厚田地内の1筆110㎡については、住宅敷地の転用です。地図No. 3をご覧ください。申請地は市道正山線付近の場所です。譲受人は、申請地を譲り受け、住宅を新築するにあたり、その乗り入れ道路にしたいとのこと。 以上で説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。 [「なし」と呼ぶものあり] ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 [地区担当委員より「異議なし」の声あり] 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 小竹主任主査	<p><議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請> 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。 説明いたします。10頁をご覧ください。 12番、大和川地区、厚田地内の1筆277㎡については、住宅敷地の転用です。地図No. 3をご覧ください。申請地は先ほどの4条の申請と同じ場所です。譲受人は、申請地を譲り受け、住宅を新築したいとのこと。 13番、能生地区、桜木地内の2筆652㎡について、宅地造成の転用です。地図No. 4をご覧ください。申請地は市道桜木線沿いの場所</p>

<p>議長</p>	<p>です。譲受人は、申請地を譲り受け、3区画の宅地造成を行いたいとのことです。原則、宅地造成による農地転用は許可しにくいのですが、対象地が都市計画法の用途区域内であり、農地法施行規則で緩和措置されていることと、住宅を建てる確約を得ていることから申請に至ったものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p><議案第4号 農用地利用集積等促進計画案(変更)にかかる意見></p> <p>議案第4号 農用地利用集積等促進計画案(変更)について3件ございます。</p>
<p>林主査</p>	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。11頁となります。</p> <p>9番 大野地区の1筆 1,317㎡について、耕作者の変更を行うものです。</p> <p>10番大野地区の合計4筆 3,900㎡について、耕作者の変更を行うものです。</p> <p>11番根知地区の1筆 2,896㎡について、耕作者の変更を行うものです。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p><議案第5号 農用地利用集積等促進計画案にかかる意見></p> <p>議案第5号 農用地利用集積等促進計画案について79件ございま</p>

<p>林主査</p>	<p>す。 事務局の説明を求めます。 説明いたします。12 頁からとなります。 今回は件数が多いため参考資料にてご説明します。 新規の合計が 52 件 174 筆 156, 809. 57 m²、更新の合計が 27 件 75 筆 75, 435 m²、合計 79 件、249 筆 232, 244. 57 m²となります。 45 ページ 351 番については、相続人不在の農地を耕作したいとのことで一般参入の法人から依頼があった件で、新潟県農林公社が相続人不明の農地を預かり、法人に貸付するという所有者不明農地制度を使った契約となります。相続人が不明で、一定の要件を満たした場合、耕作者と新潟県農林公社が契約するものです。本市としては初めてのケースですが、一定の要件を満たしたため、農林公社の協力のもと契約に至ったものです。</p>
<p>議長</p>	<p>説明は以上です。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長 小島係長</p>	<p>日程第 4 = その他 1 次回農業委員会定例会の日程 事務局の説明を求めます。 説明いたします。次回の農業委員会のご案内です。 2 月 27 日(金) 9 時 30 分開会 市役所 201・202 会議室です。</p>
<p>議長 小島係長</p>	<p>2 次期農業委員、農地最適化推進委員の選任にかかる状況 事務局の説明を求めます。 昨年 12 月 10 日まで募集しました農業委員、農地利用最適化推進委員の応募状況ですが、農業委員は、定数 19 名のところ、応募者数も同数の 19 名でありまして、先日 1 月 13 日に選考委員会が開催され、募集のあった 19 名の皆様全員が「農業委員にふさわしい」との結論</p>

議長	<p>に至り、候補者に決定しました。</p> <p>今後ですが、3月の市議会定例会において人事案件として、農業委員候補者一人一人が議案提出され、市議会で審議されます。</p> <p>そこで、議決されますと、市長決裁へ経て、7月20日に予定しています任命式で正式に任命される運びになります。</p> <p>加えて、農地利用最適化推進委員の募集は、定員18名のところ19名の応募がありましたので、本日、この後、選定委員会を開催し、候補者18名を決定します。その後は、応募者本人と推薦者にも通知を送付しまして、農業委員と同様にホームページ等に公表になります。その後は7月20日に予定されている農業委員会臨時総会で議決された後、農業委員会が委嘱する運びになります。</p> <p>説明は、以上です。</p> <p>只今の件に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>他にないようですので、以上で閉会といたします。慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
----	--